

# 〔そ の 他〕

## 市内指定文化財一覧

### 1 国指定文化財

指定区分		名 称	所 在 地	所 有 者 (管理者)
国 宝	工 芸 品	青磁鳳凰耳花生	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	書 蹟	歌 仙 歌 合	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
重    要    文    化    財	建 造 物	聖神社本殿 末社三神社本殿 末社滝神社本殿	王子町	聖 神 社
	"	泉井上神社境内社 和泉五社総社本殿	府中町六丁目2 38	泉 井 上 神 社
	"	高 橋 家 住 宅	池田下町1608	高 橋 昭 雄
	絵 画	紙 本 著 色 駒 競 行 幸 絵 巻	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	紙 本 墨 画 枯 木 鳴 鶴 図	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	絹 本 著 色 鐘 馗 図	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	紙 本 著 色 十 王 経	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	紙 本 著 色 山 王 靈 験 記	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	紙 本 著 色 伊 勢 物 語 絵 巻	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
	"	紙 本 墨 画 布 袋 図	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市
"	絹 本 著 色 山 崎 架 橋 図	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市	
"	絹 本 墨 画 達 磨 図	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和 泉 市	

"	絹本著色 孔雀經曼荼羅圖	松尾寺町2168	松尾寺
"	絹本著色 如意輪觀音像	内田町三丁目6 12	久保惣太郎
"	絹本著色 普賢延命像	内田町三丁目6 12	久保惣太郎
"	絹本墨画 瀑布	内田町三丁目6 12	久保惣太郎
彫刻	木造 胎蔵界八葉院 曼荼羅刻出龕	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
工芸品	金銅錫杖頭	府中町六丁目13 15	森田一顯
"	蘆屋七宝文真形釜	府中町六丁目13 15	森田一顯
"	牡丹蝶鳥鏡	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
"	菊花双鶴鏡	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
"	蓮葉山方鏡	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
"	唐津茶碗	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
"	梅花松垣群雀鏡	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
"	黄瀬戸立鼓花生	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
"	響銅水瓶	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
"	鵲尾形柄香炉	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
"	蘆屋霰地真形釜	内田町三丁目6 12	久保惣太郎
書蹟	熊野懷紙	府中町六丁目13 15	森田一顯
"	紙本墨書 一山一寧墨蹟	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
"	紙本墨書 伏見天皇宸翰 宝篋印陀羅尼經	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
"	紙本墨書 法華經化城喻品	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	和泉市

"	箔散料紙墨書 法華經方便品	内田町三丁目6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
"	聖一國師墨蹟	内田町三丁目6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
"	大覚禪師墨蹟	内田町三丁目6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
"	大字法華經藥草喻品	内田町三丁目6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
"	熊野懷紙	内田町三丁目6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
"	貫之集下断簡	内田町三丁目6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
"	紙本墨書 如意輪陀羅尼經	松尾寺町2168	松尾寺
"	紙本墨書 宝篋印陀羅尼經	松尾寺町2168	松尾寺
"	修善講式残簡	仏並町683	池辺弘
"	紙本墨書 槇尾山大縁起	槇尾山町136	施福寺
考古資料	画文帯神獸鏡 建武五年在銘	内田町三丁目6 12 (和泉市久保惣記念美術館)	和泉市
重要美術品	神輿	和泉市王子町	聖神社
史跡	池上曾根遺跡	和泉市・泉大津市	国・和泉市ほか
登録文化財	佐竹ガラス	和泉市幸二丁目11 30	佐竹保彦

## 2 府指定文化財

指定区分	名称	所在地	所有者 (管理者)
建造物	聖神社末社 平岡神社本殿	王子町	聖神社
建造物	松尾寺金堂	松尾寺町2168	松尾寺
建造物 (工作物)	泉井上神社 石造板状塔婆	府中町六丁目2 38	泉井上神社
"	伯太薬師堂 石造五輪塔	伯太町697 2	伯太町
書蹟	松尾寺文書	松尾寺町2168	松尾寺

考古資料	禅寂寺 塔刹柱礎石	阪本町551	禅寂寺
史跡	和泉清水	府中町六丁目2 38	泉井上神社
"	契沖養寿庵跡	万町355 356 1他	高橋計次
"	松尾寺境内	松尾寺町2168	松尾寺
天然記念物	蔭涼寺の ぎんもくせい	尾井町337	蔭涼寺
"	春日神社のまき	春木町922 1	春日神社
"	春日神社のつばき	春木町922 1	春日神社
"	松尾寺のくす	松尾寺町1402	松尾寺
"	松尾寺のやまもも	松尾寺町2168	松尾寺
"	西教寺のいぶき	幸二丁目250	西教寺
史跡	丸笠山古墳	伯太町975 1.2.3	伯太神社
"	狐塚古墳	山荘町323 1	浅井竹
絵画	施福寺紙本著色 参詣曼荼羅図(甲本)	槇尾山町136	施福寺

### 3 市指定文化財

指定区分	名称	所在地	所有者 (管理者)
史跡	信太の森の鏡池	王子町914 1・同町914 2	和泉市
史跡	信太貝吹山古墳	太町25 3・同町27	和泉市
天然記念物	葛の葉稲荷のクス	葛の葉町2	(宗)信太森神社
絵画	役行者像	松尾寺町2168	松尾寺
考古資料	槇尾山経塚出土品 (一括)	内田町三丁目6 12(和泉市久保惣記念美術館)	教育委員会

災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

別表第1（大阪府災害救助法施行細則第3条等関係）

（最新改正 平成16年6月15日規則第63号）

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
収容施設の 供与	避難所	<p>1 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。</p> <p>2 学校、公民館等既存建物に収容するのを原則とするが、これら適当な建物を得がたいときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕を設営して収容する。</p> <p>3 設置のため支出できる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。</p> <p>イ 基本額                      避難所設置費 100人1日につき 30,000円</p> <p>ロ 加算額（冬期（10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）に限る。）                      別に定める額</p>	災害発生の日から7日以内
	応急仮設住宅	<p>1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容する。</p> <p>2 設置戸数は、市町村ごとに住家が全壊し、全焼し、又は流失した世帯数の100分の30以内とする。</p> <p>3 1戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,433,000円以内とする。</p> <p>4 同一敷地内又は近接する地域内に50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。この場合において、1施設当たりの規模及びその施設のために支出できる費用は、3にかかわらず、別に定める。</p> <p>5 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要するものを2人以上収容し、並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置することができる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。</p> <p>6 災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置する。</p>	完成の日から2年以内
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊出しその他による食品の給与	<p>1 避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者（以下この項において「被災者」という。）に対して行う。</p> <p>2 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>3 支出できる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、1人1日につき1,010円以内とする。</p> <p>4 被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、救助の期間内に3日分以内を現物により支給することができる。</p>	災害発生の日から7日以内
	飲料水の供給	<p>1 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な</p>	災害発生の日から7日以内

		な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>3 支出できる費用は、期別及び世帯区分により、1世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。</p>	災害発生の日から10日以内

区 分	期 別	世 帯 区 分					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯	夏期	円 17,300	円 22,200	円 32,700	円 39,100	円 49,600	円 7,200
	冬季	28,500	36,800	51,400	60,300	75,600	10,300
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏期	5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400
	冬季	9,000	11,900	16,900	20,000	25,300	3,300

		備考 「夏期」とは4月1日から9月30日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは10月1日から翌年3月31日までに災害が発生した場合をいう。	
医療及び助産	医 療	<p>1 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>2 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定する柔道整復師をいう。以下この項について同じ。）が、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。）において行うことができる。</p> <p>3 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>4 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>ハ 施術所による場合 協定料金の額以内</p>	災害発生の日から14日以内

	助産	<p>1 災害発生の日以前7日以内又は当該日以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>3 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額</p>	分べんした日から7日以内
災害にかかった者の救出	<p>1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>2 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から3日以内	
災害にかかった住宅の応急修理	<p>1 災害のため住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。</p> <p>2 対象数は、市町村ごとに住家が半壊し、又は半焼した世帯の数の100分の30以内とする。</p> <p>3 居室、炊事場、及び便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>4 支出できる費用は、一世帯につき 519,000円以内とする。</p>	災害発生の日から1月以内	
生業に必要な資金の貸与	<p>1 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>2 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸し付ける。</p> <p>3 対象世帯数は、市町村ごとに住家が全壊し、全焼し、又は流失した世帯の数の100分の25以内とする。</p> <p>4 貸付できる金額は、次の範囲内とする。</p> <p>イ 生業費 1件につき3万円</p> <p>ロ 就職支度費 1件につき 15,000円</p> <p>5 貸付期間は2年以内で、利子は無利子とする。</p>	災害発生の日から1月以内	
学用品の給与	<p>1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失し、又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。以下同じ。）に対して行う。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>イ 教科書</p> <p>ロ 文房具</p> <p>ハ 通学用品</p> <p>3 支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>イ 教科書 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用しているものの給与するための実費</p> <p>ロ 文房具及び通学用品 小学校児童 1人につき 4,100円 中学校生徒 1人につき 4,400円</p>	災害発生の日から、教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内	
埋火葬	<p>1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>2 次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋火葬を実施する者に支給する。</p> <p>イ 棺（附属品を含む。）</p> <p>ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ハ 骨つば及び骨箱</p> <p>3 支出できる費用は、一体につき大人 193,000円以内、小人 154,400円以内とする。</p>	災害発生の日から10日以内	

死体の捜索	<p>1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>2 支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から10日以内
死体の処理	<p>1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>2 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>ロ 検案</p> <p>ハ 死体の一時保存</p> <p>3 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>4 支出できる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 1体につき 3,300円以内</p> <p>ロ 死体の一時保存のための費用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</li> <li>・ 既存建物を利用できない場合 1体につき 5,000円以内</li> <li>・ ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</li> </ul> <p>ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	災害発生の日から10日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	<p>1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>2 対象数は、市町村ごとに住家が半壊し、又は床上浸水した世帯の数の100分の15以内とする。</p> <p>3 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯につき 137,000円以内とする。</p>	災害発生の日から10日以内
応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>1 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 被災者の避難</p> <p>ロ 医療及び助産</p> <p>ハ 災害にかかった者の救出</p> <p>ニ 飲料水の供給</p> <p>ホ 死体の捜索</p> <p>ヘ 死体の処理</p> <p>ト 救助用物資の整理配分</p> <p>2 支出できる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。



別表第2（第4条関係）

救助業務従事者の区分		実費弁償の範囲		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第10条第1号から第4号までに掲げる者	医師及び歯科医師	17,400円以内	日当の額を8で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）第21条第2項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例（昭和40年大阪府条例第37号。以下「旅費条例」という。）による4級職相当額以内
	薬剤師	11,900円以内		
	保健師、助産師及び看護師	11,400円以内		旅費条例による2級職相当額以内
	土木技術者及び建築技術者	17,200円以内		旅費条例による4級職相当額以内
	大工、左官及びとび職	20,700円以内		
政令第10条第5号から第10号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内		

別表第3（第5条関係）

対象者	支給基礎額
政令第14条第2項第2号に規定する労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者でない者	事故発生の日前1年間におけるその者の所得（通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。）の額を365で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から1年間の所得の平均額を365で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第14条第2項第3号に規定する救助に関する業務に協力した者	<ol style="list-style-type: none"> <li>警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和27年政令第429号。以下「警察協力者令」という。）第5条第2項に規定する額に相当する額とする。</li> <li>事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第14条第2項第3号に規定する協力者（以下「協力者」という。）の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、1の金額に警察協力者令第5条第3項に定める額を加算する。</li> </ol>

# 気象庁震度階級関連解説表

(平成 8 年 2 月)

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
- (3) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- (4) 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- (5) この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、建物、構造物の耐震性の向上などで実状と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

計測震度	震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じない。						
1.5	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、眼を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4.5	4	かなりの恐怖感があり、身の安全を疑っている人が、目を覚まして、行動を止める。	つり下げ物は、音を立てて揺れる。食器類は、音を立てて倒れることがある。	電線が大きく揺れる人も歩いていて、つり下げ物に当たって、けがをする人がいる。				
5.0	5弱	多くの人が、行動に支障がある。一部の人を助ける必要がある。	つり下げ物は、音を立てて揺れる。食器類は、音を立てて倒れる。家具が移動する。	窓ガラスが割れる。電柱が揺れる。補修の必要がある。道路のさかまに被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損するものがある。	安全装置が作動する。ガスが漏れる。家庭用ガスが断水する。断水する。停電する。家庭用ガスが断水する。停電する。	軟弱な地盤で、亀裂が生じる。小さな崩壊が生じる。
5.5	5強	非常な恐怖を感じる。行動に支障がある。	に落ちる。食器類が倒れる。家具が倒れる。一部が外れる。	補強されていないブロック塀が倒れる。自動車のタイヤが破損する。車が倒れる。車が倒れる。車が倒れる。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破損するものがある。	家庭用ガスが断水する。停電する。家庭用ガスが断水する。停電する。	
6.0	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具が倒れる。家具が倒れる。家具が倒れる。	かなりの建物で、窓ガラスが破損する。窓ガラスが破損する。窓ガラスが破損する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものがある。	家庭用ガスが断水する。停電する。家庭用ガスが断水する。停電する。	地割れや山崩れなどが発生する。
6.5	6強	立っていることができない。行動できない。	固定していない家具が倒れる。家具が倒れる。家具が倒れる。	多くの建物で、壁や窓ガラスが破損する。壁や窓ガラスが破損する。壁や窓ガラスが破損する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破損するものがある。	ガスを地域に送るための配管が断水する。断水する。停電する。停電する。	
7.0	7	揺れにほんろうさず、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が、飛ばすものもある。	ほとんどの建物で、窓ガラスが破損する。壁のタイルや、大きな破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破損するものがある。	[広い地域で] 電気が断水する。断水する。停電する。停電する。	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

\*ライフラインの[ ]内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

## 無線サイレン吹鳴装置設置場所一覧

番号	設 置 場 所
1	府中町六丁目12 2 和泉市消防署府中出張所
2	幸二丁目3 3 和泉市消防団第8分団器具庫
3	太町284 市立信太小学校
4	寺田町一丁目5 和泉市消防団寺田班器具庫
5	箕形町五丁目1 33 箕形公民館
6	唐国町一丁目6 15 唐国町会館
7	内田町三丁目2 3 和泉市消防団内田班器具庫
8	春木町608 和泉市消防団春木班器具庫
9	久井町429 市立南松尾小学校
10	松尾寺町2170 和泉市消防団松尾寺班器具庫
11	若樫町658 若樫公民館
12	春木川町167 八雲神社境内
13	父鬼町293 南横山公民館
14	大野町125 和泉市消防団大野班器具庫
15	大野町420 側川町民会館
16	仏並町1326 和泉市消防団小川班器具庫
17	坪井町51 和泉市消防団小川班器具庫
18	仏並町713 和泉市消防団仏並班器具庫
19	仏並町776 和泉市消防団大畑班器具庫
20	小野田町165 1 和泉市消防団小野田班器具庫
21	北田中町97 1 北田中町公民館
22	下宮町186 和泉市消防団下宮班器具庫
23	九鬼町446 3 九鬼町民会館敷地内電柱
24	福瀬町177 1 和泉市消防団福瀬班器具庫
25	南面利町303 泉福寺境内
26	善正町182 3 和泉市消防団善南班器具庫
27	国分町1081 1 国分トンネル北交差点電柱
28	黒石町598 西福寺境内
29	平井町631 和泉市消防団平井班器具庫
30	納花町1 福寿寺境内
31	鍛冶屋町186 児童遊園内
32	三林町1059 2 和泉市消防団三林班器具庫
33	三林町416 4 和泉市消防団川中班器具庫
34	和田町1074 2 和泉市消防団和田班器具庫
35	万町121 和泉市消防団万町班器具庫
36	浦田町338 浦田町民会館
37	室堂町1801 1 和泉市消防団室堂班器具庫
38	池田下町1982 和泉市消防団山深班器具庫